

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きは、
その翌日が休日に当たるとき)

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第五十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する規則

第八条第一項第一号を次のように改める。
一 収入額（入居者及び同居親族の過去一年間の総収入額（その額を継続的収入とすることが不適当であると知事が認めるときは、推定総収入額）の合計額を十二で除した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）が、生活保護法第八条の規定により厚生大臣が定める生活扶助及び教育扶助に係る基準を勘案して、知事が別に定める額と当該県営住宅の家賃との合計額（以下「基準額」という。）以下である者。

ただし、第一種県営住宅の入居者につては、条例第四条第六号の規定による第二種県営住宅への入居を希望し、かつ、県営住宅変更入居申込書を提出している者に限る。

◆公 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
土地改良事業計画の適否の決定（五件）
土地改良法による換地処分
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
収入証紙の小売りさばき人の廃止

◆規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一
部を改正する規則
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則
字の区域の変更
保険医療機関の指定
被爆者一般疾病医療機関の指定
計量器の定期検査の実施

保安林の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

計量器の定期検査の実施

保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

土地改良事業計画の適否の決定（五件）

土地改良法による換地処分

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

収入証紙の小売りさばき人の廃止

◆公 告

(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者及び同項第三十四号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)に、「収入」を「収入額」に、「前号の表に掲げる額」を「基準額」に改める。

第八条第二項第一号を次のように改め、同項第二号中「つど」を「都度」に改める。

一 前項第一号又は第二号に該当する入居者については、当該家賃に

○・六を乗じた額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)ただし、同項第一号に該当する入居者にあつては収入

額と当該家賃に○・四を乗じた額との合計額が、同項第二号に該当する入居者にあつては収入額から療養費用を控除した額と当該家賃に

○・四を乗じた額との合計額が基準額を超えるときは、当該基準額に超える額と当該家賃に○・六を乗じた額との合計額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

第八条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「又は同居の親族」を「、同居親族又は扶養親族」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 災害により著しい損害を受けた者その他特別の事情がある者で、知事が必要があると認めたもの

第八条の三第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号を次のように改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

一条例第十二条の規定により家賃を減免され、又は家賃の徴収を猶予された者

第八条第一項第二号中「又は同居の親族」を「、同居親族又は扶養親族

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則をここに公布する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十四号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十九号)の全部を改正する。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第二十九条の規定により納付すべき手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納めなければならない者	金額
一 法第五条の三第一項の講習会の講習を受けようとする者	
イ 現に法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて獣銃又は空氣銃を所持している者	一千円
ロ イに掲げる者以外の者	五千円
二 法第五条の四第一項の技能検定を受けようとする者	二千円

三 法第七条第一項本文の許可証の交付を受けようとする者

イ 法第五条の五第一項の許可を受けた者で法第四条第一項第

一号の許可を受けようとするもの

ロ イに掲げる者以外の者

四 法第七条第一項ただし書の規定による記載を受けようとする者

イ 法第五条の五第一項の許可を受けた者で法第四条第一項第

一号の許可を受けようとするもの

ロ イに掲げる者以外の者

五 法第七条第二項の許可証の書換え又は再交付を受けようとする者

イ 鳥取県公安委員会が交付又は書換えをした許可証の書換えを受けようとする者

ロ イに掲げる者以外の者

六 法第七条の三第二項の許可の更新を受けようとする者

イ 当該更新に伴つて新たな許可証の交付を受けない者

ロ イに掲げる者以外の者

七 法第十五条第一項の登録証の交付を受けようとする者

八 法第十五条第一項の登録証の再交付を受けようとする者

三千円
千円

二千円
千円

五百円
千円
二千円
三千円

告示

鳥取県告示第七百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基き、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による浅井地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

附則 (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、本則の表第一号、第三号のイ及び第四号のイの規定は、昭和五十三年十二月一日から施行する。
(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

字の区域を変更する 名 称	同上の区域（昭和五十三年四月一日現在の地番による。）
大字山口字カシノ木	大字山口字萬上一六九六の一部、一六九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字万上長通一七四、六の二の一部、大字山口字山ノ神前一三五〇の一の一部、

2 鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(5)を次のように改める。
(5) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十九条の規定に基づく手数料

大字山口字萬上	大字山口字カシノ木一六八六の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山口字方上長通一七四六の二の一部、一七四八の二、大字山口字長通一七五五の一部、一七五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七五九の一と一体をなす国有地の一部並びに大字山口字萬上のうち一六九六の一部、一六九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山口字山万上	大字山口字山万上のうち一七三七の二以外の区域
大字山口字万上長通	大字山口字万上長通のうち一七四六の二、一七四八の二、一七四九の三及び一七四九の四以外の区域
大字山口字長通	大字山口字山万上一七三七の二並びに大字山口字長通のうち一七五五の一部、一七五九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一七五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字山口字中浅井	大字山口字淺井中山一八八四の二並びに大字山口字奥浅井のうち二一一の七、二一二一、二二二三の三、二二三の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二一〇三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字山口字浅井川端	大字山口字淺井川端のうち二一九七の二の一部及び二一九七の三以外の区域
大字山口字浅井川原	大字山口字中浅井二一五六から二一五八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山口字山浅井原二三四七の二及びこれと一体をなす国有地、大字山口字平田原二二五六の一、二二五六の二、二二五七の一の一部、

大字山口字山浅井原	二二六〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二五七の三と一体をなす国有地の一部、大字山口字山浅井原のうち二二〇九の一部、二二一四の三、二二一六、二二一七の一、二二一七の三、二二二一、二二二二の二の一部、二二二三から二二七までの一部、二二二九の二の一部、二二二九の三、二二二九の四、二二二九の五、二二三一、二二三三の一部、二二三三から二二三七まで、二二三八の一、二二三八の二、二二三九から二二四一まで、二二四二の一、二二四二の二、二二四三の二の一部、二二四四から二二四六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山口字高平小谷	二二六〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二五七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字山口字高平	二二六〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二五七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字山口字山ノ神前	二二六〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字山口字万上長通一七四九の三、一七四九の四並びに大字山口字山ノ神前のうち二三五〇の二の一部、二三五〇の四、二三五一の二の一部、二三六〇の二の一部、二三六〇の四の一部、二三六〇の五の一部、二三六一の二の一部、二三六二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	二二六〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに二二五七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第七百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	昭和五十三年八月二十四日
庄内出張診療所	米子市旗ヶ崎二区四二九	昭和五十三年八月十七日
潮 医 院	西伯郡名和町大字押平 二三四の一	昭和五十三年八月十五日
岸田歯科医院	西伯郡会見町天万六三八	昭和五十三年八月十六日
百村歯科医院	倉吉市東町三五一の二	昭和五十三年八月二十一日
吉田一陽堂 若桜橋薬局	八頭郡若桜町大字若桜二九九	昭和五十三年八月十五日
鳥取市戒町四二三	昭和五十三年八月十八日	
備五職円薬局	鳥取市二階町二丁目二〇七	"
立岩 薬局	鳥取市吉方温泉一丁目一二一	"
柳加藤薬局	鳥取市弥生町二〇一	"
山本 薬局	鳥取市行徳四一三	"
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八の五	昭和五十三年八月二十一日

鳥取県告示第七百二十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)
第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年九月一日

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年八月八日	山崎 内科医院	鳥取市立川町五丁目二〇一七五

鳥取県告示第七百二十八号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第一百四十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第一百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 昭和五十三年十月四日から

当該計量器の所在の場所

実 施 場 所 昭和五十四年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

実 施 期 間 実 施 時 間

昭和五十三年十月四日から

実 施 区 域 実 施 場 所

十月 四日 午前十時から
正午まで

鳥取市 鳥取市賀露公民館

鳥取市湖山公民館		午後三時まで	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	鳥取市農業協同組合 中ノ郷支所	日進小学校
十月五日	午後三時まで	午前十時から 午後二時まで	"	"	"
十月六日	"	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	"	"
十月十二日	"	午前十時から	"	"	"
十月十三日	"	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	"	"	"
十月十九日	正午まで	午前十時から	"	"	"
昭和五十三年九月一日	鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥取市農業協同組合 中ノ郷支所	日進小学校		
鳥取県告示第七百二十九号					
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。					
水源かん養保安林 土砂流出防備保安 林	八頭	河原・郡家 を除く全町家	大字名 字 名	皆伐面積の限度 (ヘクタール)	単位区域名
" " "	八頭	若 桜	一、八一四・九六 八・二二 若 桜	八頭地区	
" " "	智頭	東 桜	一〇・二三 智頭		

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事
平
林
鴻
三

千害防備保安林	土砂流出防備保安林	水源かん養保安林	千害防備保安林	土砂流出防備保安林
西伯	日野	米子	東伯	倉吉
大江溝	西岸会	中大溝口	東大東	東三閥
山府口	伯本見	山山江府	伯榮鄉	朝金伯
字か宮 一内ほ 大内ほ		杉地	志津栗尾 大谷宮内	

鳥取県告示第七百三十一号

昭和五十三年五月十八日付けで閔金町から申請のあつた土地改良（山守地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事
平
林
鴻
三

- 一　縦覧に供する書類
土地改良事業計画
二　縦覧に供する期間
昭和五十三年九月
三　縦覧に供する場所
関金町役場
四　異議の申出

水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	日野	西	伯	赤松門野
日	日野・日南	伐株	法勝寺	長田	赤松門野
南野		大谷奥	孝靈山	か二字山ほ	門野
一、〇三〇・八八	〇・一〇	〇・八二	二・二〇	〇・〇六	門野
四・六八	一三・一二	日野地区	大谷奥	法勝寺	孝靈山
日	野				
南					

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

改正法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県告示第七百三十一号

昭和五十三年七月二十五日付けで北条町から申請のあつた土地改良（米里地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

河原町役場

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月二日から二十日間

鳥取県告示第七百三十三号

昭和五十三年七月十日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（新庄地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百三十二号

昭和五十三年七月七日付けで河原町から申請のあつた土地改良（曳田地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年九月一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十四号

昭和五十三年七月二十四日付けで大山町から申請のあつた土地改良（豊房地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年九月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る浅井地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県告示第七百三十六号

土地地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、的場地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 施行者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺二番地

平

林

鴻

三

一 施行者の住所及び氏名

佐々木 重夫

鳥取市大覚寺二番地

重

夫

三

一 施行者の住所及び氏名

佐々木 重夫

鳥取市大覚寺二番地

重

夫

三

昭和53年度下期高圧ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和53年9月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 期日 昭和53年11月26日
- 2 場所 鳥取市及び米子市
- 3 試験の種類試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
乙種化学責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な化学に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の応用化学	13時から 15時まで
乙種機械責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
丙種化学責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な機械に関する通常の保安管理の技術	10時45分から 12時15分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の機械工学	13時から 15時まで
丙種化学責任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術 (特別試験科目を申請した者にあつては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術)	10時45分から 12時15分まで

〔備考〕 特別試験科目とは、高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験規則(昭和41年通商産業省令第54号)第6条第2項に規定する「特別試験科目」をいう。
次の書類を鳥取市東町一丁目 220番地鳥取県総務部消防防災課に提出

- すること。
- (1) 受験願書
※受験願書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県L.Pガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
 - (2) 写真
手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄に取り付けること。
 - (3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）
- 5 手数料及びその納付方法
- (1) 手数料
乙種化学責任者免状に係る試験、乙種機械責任者免状に係る試験及び第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 1,600円
丙種化学責任者免状に係る試験及び第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 1,400円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に取り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 6 受験願書の受付期間
昭和53年9月11日（月）から同月22日（金）まで
- 7 その他
- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
試験の結果は、合格者に通知する。
 - (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。